

現行 第3期計画の概要

第1章 計画の考え方

- 本計画は、各区の地域福祉を推進する取り組みをさらに強力に支援するとともに、権利擁護の取組や福祉人材の育成・確保など、各区に共通する課題や法・制度改正等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定する【計画期間：2024（令和6）年度～2026（令和8）年度の3年間】
- 区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）との関係

	位置づけ	内容
区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

※ 本計画は、各区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）と一体で、社会福祉法第107条に基づき「市町村地域福祉計画」を形成

第2章 地域福祉を取り巻く現状

統計データから見る大阪市、地域福祉にかかる法・制度の動向、各区の取組状況

第3章 計画の基本理念と基本目標

基本理念 だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- 1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実
- 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- 3 災害時等における要援護者への支援

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

- 1 相談支援体制の充実
- 2 権利擁護支援体制の強化
- 3 福祉人材の育成・確保

第4章 計画の推進に向けて

- 基本目標達成のための具体的な取組
- 取組に対する推進・評価

地域福祉の実態把握

地域福祉にかかる実態調査の実施

地域福祉に関する市民の考え方やニーズ等を把握するため、2025（令和7）年8～9月に実態調査を実施。

- **世論**（対象：18歳以上の市民から無作為抽出した8,000人、**回答者数[率]**：2,162人[27.0%]）
- **地域福祉活動の推進役としての地域住民**（対象：民生委員・児童委員地区委員長、地域福祉コーディネーター等668人、**回答者数[率]**：581人[87.0%]）
- **地域福祉に関する福祉専門職**（対象：社協及び相談支援機関の職員548人、**回答者数[率]**：521人[95.1%]）

国・社会の動向

地域共生社会の更なる展開

- 2040年に向けて、全ての市町村において、支援が必要な方を誰も取り残さない包括的な支援体制が整備されることを目指す。（既存制度活用アプローチ、機能集約アプローチを軸とした取組の促進）
- 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村の体制整備の促進（支援会議の活用を可能とする） など

生活困窮者自立支援法等の改正

- 居住支援の強化
- 支援関係機関の連携強化 など

成年後見制度の見直しに向けた検討

- 法定後見の開始の要件、法定後見の終了 など

新たな課題等

- 身寄りのない高齢者等の支援 など

次期 第4期計画について

現行（3期）計画策定後の各施策の状況や国の動向等を踏まえ、次期（4期）計画を策定する。

【計画期間：2027（令和9）年度～2029（令和11）年度の3年間】

次期計画の策定のポイント

■本市の特徴を踏まえた施策の取組

- ▶ 高齢者の単独世帯の割合が高い状況を踏まえ、地域づくりの一層の推進に取り組む など

■国の動向を踏まえた本市施策の取組

- ▶ 生活困窮者自立支援法関連 ▶ 成年後見制度関連 など

■包括的な支援体制のさらなる充実に向けて

- ▶ 市・区社協との協働 ▶ 参加支援の促進
- ▶ 社会的な孤独・孤立を防ぐ視点をもって各施策を推進していく など

次期計画策定スケジュール（令和8年度 予定）

- 6～8月頃 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 計画・策定部会（計画素案の検討）
- 9～11月頃 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会（計画素案の検討・審議）
- 12月頃 パブリック・コメント実施
- 2月頃 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会（計画案の検討・審議）
- 3月頃 社会福祉審議会 総会（計画案の確認）
- 3月末 次期（4期）計画策定